

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (概要)

《改正の概要》

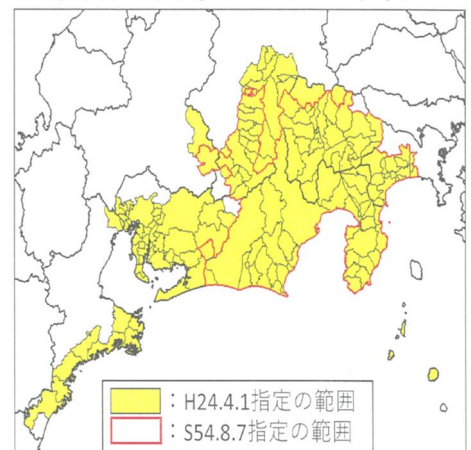
法律の期限を、令和7年3月31日から5年延長し、令和12年3月31日までとすること。

(参考)

1. 現行法の概要

- 東海地震対策を推進するため、「地震防災対策強化地域」(右図の黄色の区域。8都県157市町村)において地方公共団体が実施する公立小中学校等の耐震化に対する国の補助率の嵩上げ等の財政上の特別措置を定め、地震防災対策上必要な施設の整備を推進。
- 昭和55年に5年間の時限立法として制定。5年ごとに延長されており、現行法の期限は令和7年3月末。
- 令和7年3月末までに、累計約3兆1,347億円の事業が執行される見込み。

地震防災対策強化地域(現時点)



国庫補助率の嵩上げ

消防用施設	1/3	→	1/2
社会福祉施設	1/2	→	2/3
公立小中学校			
危険校舎の改築	1/3	→	1/2
非木造校舎の補強	1/3	→	1/2 or 2/3

(財政力等に応じて異なる)

2. 期限延長の必要性

- 現行計画に基づく事業のうち、未執行のものが約2,063億円分残っている。また、財政的制約等で現行計画に盛り込めなかった事業として約2,239億円分が見込まれる。
- 学校施設の外壁等が落下する事故が相次いでいることを受け、構造上危険な状態にある校舎の改築を一層推進する必要がある。